

平成 30 年度
第 2 回
岩手県私立学校審議会資料

日 時 平成 31 年 3 月 7 日 (木) 午後 3 時

場 所 エスポワールいわて イベントホール

岩手県総務部法務学事課

次 第

1 開 会

2 出席者の確認

3 挨拶

4 議 事

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 諮問事項（3件）

学校の廃止認可について

学校法人豊水久田野学園 花巻みなみ幼稚園（花巻市）……………議案第1号

学校法人龍徳学園 姉体幼稚園（奥州市）……………議案第2号

盛岡電子商業専門学校（盛岡市）……………議案第3号

5 報告事項（2件）

(1) 平成30年度第1回私立学校審議会答申に係る認可事項について

(2) 学生（園児）募集の停止について

6 その他

7 閉 会

岩手県私立学校審議会委員名簿

平成30年7月1日現在

	職 名 等	氏 名	備 考
1	税理士	西 川 温 子	
2	盛岡スコーレ高等学校校長	酒 井 久美子	
3	岩手大学教育学部准教授	室 井 麗 子	
4	学校法人双葉学園理事長	今 西 界 雄	
5	学校法人岩手橘学園理事長	鷹 觜 文 昭	
6	みなみ幼稚園園長	福 士 晴 美	
7	公益財団法人岩手県文化振興事業団理事長	菅 野 洋 樹	
8	岩手県立大学社会福祉学部教授	三 上 邦 彦	
9	弁護士	須 山 通 治	
10	上野法律ビジネス専門学校校長	高 橋 勝 徳	

(敬称略 議席番号順)

議案第1号

学校の廃止認可について

学校の廃止認可申請の概要

項 目	内 容
幼 稚 園 名	花巻みなみ幼稚園
位 置	花巻市桜木町 2 - 209
設 置 者	ほうすいきゅうでんの 学校法人 豊水久田野学園
廃 止 の 理 由	平成31年4月1日から「幼保連携型認定こども園」に移行するため。
廃 止 の 時 期	平成31年3月31日
園 児 の 処 置 方 法	引き続き「幼保連携型認定こども園」に在籍
教 職 員 の 処 置 方 法	引き続き「幼保連携型認定こども園」で雇用
園地、園舎等の 処 置 方 法	引き続き「幼保連携型認定こども園」の園地、園舎として使用
備 考	

議案第2号

学校の廃止認可について

学校の廃止認可申請の概要

項 目	内 容
幼 稚 園 名	姉体幼稚園
位 置	奥州市水沢姉体町字宿25番地
設 置 者	りゅうとく 学校法人 龍 徳 学 園
廃 止 の 理 由	平成31年4月1日から「幼保連携型認定こども園」に移行するため。
廃 止 の 時 期	平成31年3月31日
園 児 の 処 置 方 法	引き続き「幼保連携型認定こども園」に在籍
教 職 員 の 処 置 方 法	引き続き「幼保連携型認定こども園」で雇用
園地、園舎等の 処 置 方 法	平成31年4月1日以降は、現在の場所から移転し新園舎を利用して保育を行う。 現在使用している園地は所有者に返還するため、園舎は取壊しを行う。
備 考	

議案第3号

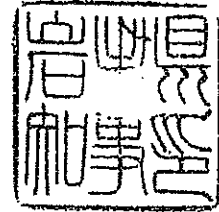
学校の廃止認可について

学校の廃止認可申請の概要

項 目	内 容														
学 校 名	盛岡電子商業専門学校														
位 置	盛岡市若園町5-1														
設 置 者	鈴木 セツ														
廃 止 の 理 由	平成11年4月から休校としていたところ、設置者が死亡したことにより再開が困難となったことによる。														
廃 止 の 時 期	平成31年3月31日														
廃 止 の 概 要	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課程名</th> <th>学科名</th> <th>修業年限</th> <th>入学定員</th> <th>総定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">商業実務 専 門</td> <td>情報処理科</td> <td>2年</td> <td>40人</td> <td>80人</td> </tr> <tr> <td>OA事務科</td> <td>1年</td> <td>40人</td> <td>40人</td> </tr> </tbody> </table>	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	商業実務 専 門	情報処理科	2年	40人	80人	OA事務科	1年	40人	40人
課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員											
商業実務 専 門	情報処理科	2年	40人	80人											
	OA事務科	1年	40人	40人											
生 徒 の 処 置 方 法	平成10年度末に生徒が卒業してからは、在校生はいない。														
教 職 員 の 処 置 方 法	校長のみであり、学校の廃止に伴い退職とする。														
校 地 校 舎 の 処 置 方 法	相続人に帰属する。														
備 考															

岩手県私立学校審議会会長 様

岩手県知事 達 増 拓 也



岩手県私立学校審議会への諮問について

私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

学校の廃止認可について

学校法人豊水久田野学園 花巻みなみ幼稚園（花巻市）

学校法人龍徳学園 姉体幼稚園（奥州市）

盛岡電子商業専門学校（盛岡市）

2 内容

学校教育法第 4 条第 1 項の規定による学校の廃止認可の申請があり、これを審査したところ適正なものと認められるので、私立学校法第 8 条第 1 項の規定により審議会の意見を聴こうとするものである。

設置者	廃止する学校名	廃止予定年月日	定員
学校法人 豊水久田野学園	花巻みなみ幼稚園	平成 31 年 3 月 31 日	3 歳児 48 人 4 歳児 66 人 5 歳児 66 人 合 計 180 人
学校法人 龍徳学園	姉体幼稚園	平成 31 年 3 月 31 日	3 歳児 20 人 4 歳児 20 人 5 歳児 20 人 合 計 60 人
鈴木 セツ	盛岡電子商業専門学校	平成 31 年 3 月 31 日	情報処理科 80 人 OA 事務科 40 人 合 計 120 人